

(4) 資産内容

① 自己査定による開示債権

当公庫では、平成12年度決算から、現行の法定財務諸表に加え、「特殊法人等に係る行政コスト計算書作成指針」に従って「行政コスト計算書」を作成するため、金融庁作成の「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」等に準拠した自己査定を実施しております。

平成14年度行政コスト計算財務書類における民間企業仮定貸借対照表に計上された資産を対象に査定した結果は以下のとおりです。

○自己査定による開示債権の明細(平成15年3月31日現在)

(単位:百万円)

区分	平成13年度末残高	平成14年度末残高	増減額
破綻先・実質破綻先	36,952	56,973	20,021
破綻懸念先	48,013	37,272	△10,741
要注意先	132,083	152,548	20,465
正常先	1,494,078	1,357,589	△136,489
合計	1,711,125	1,604,382	△106,743

- (注) 1. 自己査定の対象資産は、行政コスト計算財務書類における民間企業仮定貸借対照表に計上された貸出金(未貸付額を含む)及び貸出金に準ずる資産(未収貸出金利息、貸出金に準ずる仮払金及び支払承諾見返)であります。
2. 監査法人による監査は受けおりません。

【区分の説明】

- 破綻先 : 破産、清算、会社整理、会社更生、民事再生、手形交換所の取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っている債務者をいいます。
- 実質破綻先 : 法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがない状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者をいいます。
- 破綻懸念先 : 現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者をいいます。
- 要注意先 : 金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者をいいます。
- 正常先 : 業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者をいいます。

② 金融再生法に基づく開示債権

自己査定結果について、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成10年法律第132号)(以下「金融再生法」という。)に基づき当公庫が開示している債権は以下の通りです。

○ 金融再生法に基づく開示債権の明細(平成15年3月31日現在)

(単位:百万円)

区分	平成13年度末残高	平成14年度末残高	増減額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	36,952	56,973	20,021
危険債権	48,013	37,272	△10,741
要管理債権	69,553	64,339	△5,214
正常債権	1,556,608	1,445,798	△110,810
合計	1,711,125	1,604,382	△106,744

- (注) 1. 貸付金交付にあたって、貸付金の全部又は一部を預り、融資対象事業の進歩状況等に応じて払い出すことにより、債務者の金利負担の軽減、資金の有効適切な運用を図る場合があり、法定財務諸表においては「貸付受入金」、民間企業仮定財務諸表においては「未貸付額」として表示しています。上記債権額は、当該金額を含んでいます。
2. 年金資金運用基金から当公庫が業務を受託して行っている貸付については、その残高の80%について当公庫に保証責任があるため、当公庫の法定財務諸表においては「保証債務見返」、民間企業仮定財務諸表においては「支払承諾見返」として当該80%相当額を計上しています。
3. 監査法人による監査は受けおりません。

【区分の説明】(金融再生法施行規則第4条)

破産更生債権及びこれらに準ずる債権 : 破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

危険債権 : 債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

要管理債権 : 3ヵ月以上延滞債権(元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上延滞している貸出債権(「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当する債権を除く。))及び貸出条件緩和債権(経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権(「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」並びに「3ヵ月以上延滞債権」に該当する債権を除く。))です。

正常債権 : 債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外のものに区分される債権です。

③ 銀行法に準じたリスク管理債権

当公庫は、銀行法(昭和56年法律第59号)の適用は受けておりませんが、自己査定結果を基に、同法に準じて当公庫が開示しているリスク管理債権は以下の通りです。

○ リスク管理債権の明細(平成15年3月31日現在)

(単位:百万円)

区分	平成13年度末残高	平成14年度末残高	増減額
破綻先債権	10,410	9,390	△1,020
延滞債権	74,484	84,762	10,278
3ヵ月以上延滞債権	10,417	177	△10,240
貸出条件緩和債権	59,136	64,162	5,026
計	154,448	158,491	4,044

(注) 1. 民間金融機関のリスク管理債権開示基準による債権区分の定義は、銀行法施行規則第19条の2第5項ロにおいて定義されておりますが、当公庫では同定義に準じた以下の独自の債権分類に従って区分を行っております。
 2. 監査法人による監査は受けておりません。

【区分の説明】

- 破綻先債権 : 自己査定の結果、破綻先に区分された債務者に対する貸付金です。
- 延滞債権 : 自己査定の結果、実質破綻先及び破綻懸念先に区分された債務者に対する貸付金です。
- 3ヵ月以上延滞債権 : 元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。
- 貸出条件緩和債権 : 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる決めを行った貸付金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものです。
- なお、銀行法施行規則上、破綻先債権及び延滞債権は「未収利息不計上貸出金」のうち一定の事由に該当する貸出金ですが、未収利息の取扱いにつき当公庫は「未収貸付金利息の額の算出方法について」(昭和48年蔵銀第698号)に従っているため、破綻先債権及び延滞債権に区分している債権に対して未収利息を計上している場合があります。但し、自己査定の結果、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に区分された債務者に対する貸付金は「金融検査マニュアル」上、未収利息不計上貸出金と見做されることから、同債務者に対する全ての貸付金残高を破綻先債権又は延滞債権としています。
- また、元本返済を猶予した場合には、金利引き下げの有無に関わらず全て貸出条件緩和債権の対象としています。

(注) ①自己査定による開示債権、②金融再生法に基づく開示債権及び③銀行法に準じたリスク管理債権との関係については、本説明書49ページ及び134ページをご参照下さい。

(参考) 自己査定による開示債権、金融再生法に基づく開示債権及び銀行法に準じたリスク管理債権との関係 (平成14年度末)

(単位:百万円)

自己査定		金融再生法		リスク管理債権	
破綻先	9,422	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	56,973	破綻先債権	9,390
実質破綻先	47,551			貸出金以外	32
破綻懸念先	37,272	危険債権	37,272	延滞債権	84,762
要注意先	152,548	要管理債権	64,339	貸出金以外	60
要管理先	72,235			3ヵ月以上延滞債権	177
その他要注意先	80,313			貸出条件緩和債権	64,162
正常先	1,357,589				
合計	1,604,382				

- (注) 1. 自己査定の対象債権は貸付金、仮払金、未収貸付金利息及び保証債務見返で、リスク管理債権は貸出金のみを対象としています。
- 2. 金融再生法開示債権の「要管理債権」は個別貸出金ベースで、リスク管理債権における3ヵ月以上延滞債権と貸出条件緩和債権に合致します。
- 3. 自己査定上の「要管理先債権」は、当該債務者に対する総与信額です。

(5) 不良債権の処理

① 貸倒引当金の計上

当公庫の法定財務諸表の作成にあたり、貸倒引当金の繰入額については、「公庫の国庫納付金に関する政令」(昭和26年政令第162号)及び「貸倒引当金への繰入額について」(昭和57年蔵銀第815号)により、各事業年度末における貸付金残高(貸付受入金(注)残高を除く。)の1,000分の6に相当する額の範囲内で計上し、翌事業年度においてその全額を貸倒引当金から戻入れとして、損益計算上の益金に計上するよう規定されています。

民間企業等の財務諸表等に適用される会計基準においては、貸倒引当金は将来の貸倒れによる損失に備えるために計上するものですが、当公庫においては、年度毎に直接償却すべき不良債権の額を確定させ、必要に応じて直接償却を行うための財政措置が講じられているため、必要最小限、かつ、上記の政令及び告示に定める範囲内(平成14年度は、貸付金残高(貸付受入金残高を除く。)の1,000分の3.7にあたる5,832百万円で計上しています。

一方、平成14年度の民間企業仮定財務諸表中の貸借対照表においては、金融検査マニュアルに沿って、一定の自己査定を行ったうえで貸倒引当金を計上した結果、法定財務諸表における貸倒引当金(5,832百万円)を上回る33,701百万円を計上することとなりました。

これは、民間金融機関では、事業の継続性に懸念が生じないように、貸倒引当金について十分な額を用意する必要があるためであり、このような制度上の相違から、引当金計上額が大きく乖離することとなったものです。

なお、民間企業仮定財務諸表については、本説明書105～133ページをご参照ください。

(注) 当公庫は、融資対象事業の進捗状況等に応じて、その都度貸付金を払い出す方式を探っております。貸付契約後、貸付先に払い出しされず、公庫勘定に保留されている貸付金を「貸付受入金」といいます。「貸付金残高」には払済の金額と「貸付受入金」の金額が含まれています。

② 貸付金償却

貸付金償却については、「公庫の国庫納付金に関する政令」により財務大臣の承認を受けなければならぬ旨、規定されています。

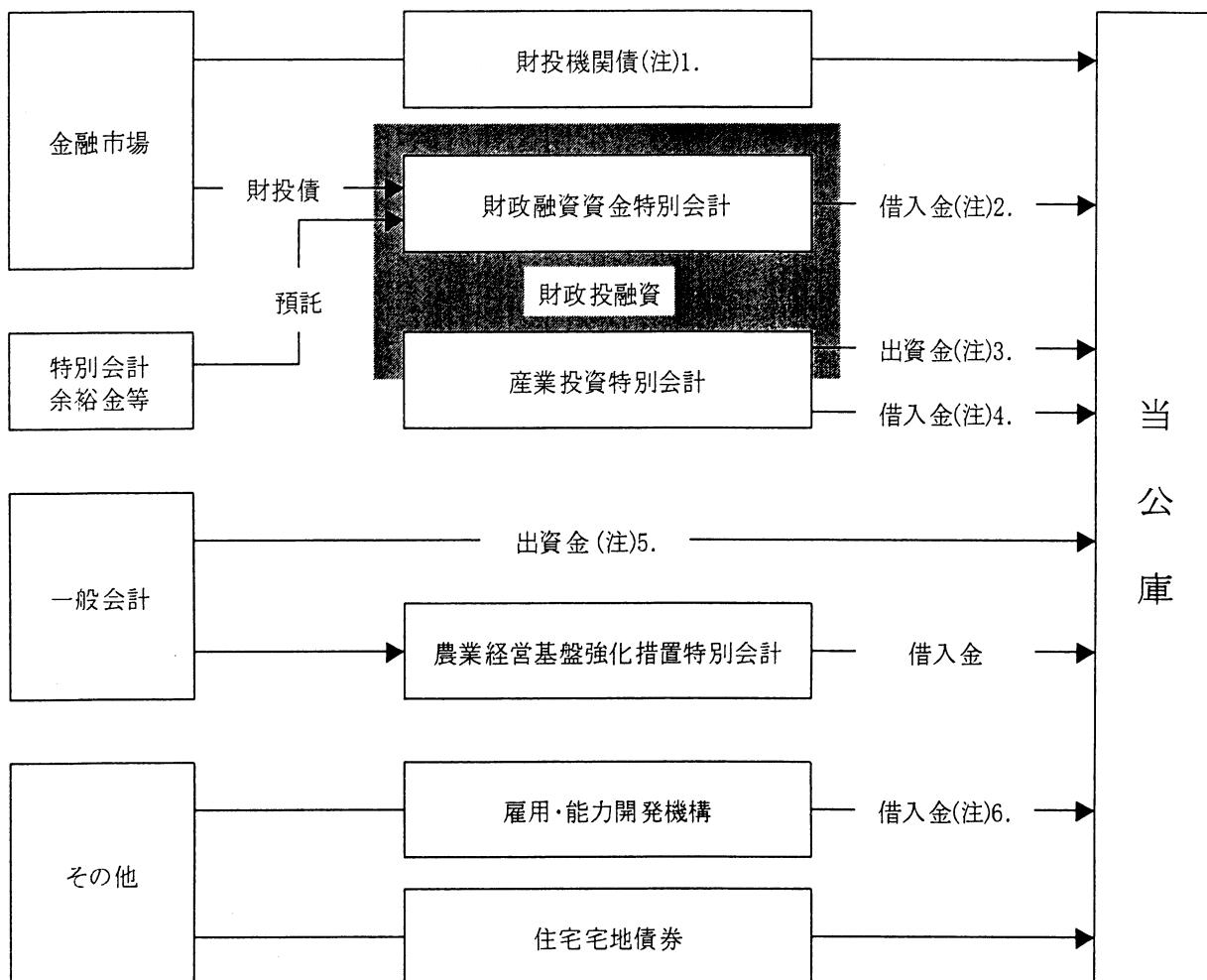
当公庫としては、収支に直接影響を与える貸付金償却は、コストを増加させ、国の財政負担の増加に直結することから、その実施は、慎重に行うべきであると考えております。当公庫では、当公庫の定める基準に従って、元本債権の償還の見込みがないと認められる債権について貸付金償却を実施しており、最近5年間の実績は次のとおりです。

(単位:百万円)

項目	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
貸付金償却額	591	1,977	2,535	4,229	5,730

(6) 資金調達の概要

当公庫は、政府からの借入金、沖縄振興開発金融公庫債券の発行、政府からの出資金等を主な資金調達手段としています。



(注) 1. 財投機関債:財政投融资制度改革の趣旨を踏まえ、国内市場において平成14年度に100億円、平成15年度に200億円発行しており、平成16年度には200億円の発行を計画しています。

2. 財政融資資金借入金:財政融資資金借入期間は平成16年度より以下のとおり変更になりました。

	借入期間	借入金利	借入計画額	資金使途
平成15年度	15年(うち据置2年)	財政融資資金の貸付金利による	1,295億円	貸付
平成16年度	19年(うち据置2年) 9年(うち据置1年)		1,597億円	

3. 産業投資特別会計(産業投資勘定)からの出資金:政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、当公庫に追加して出資することができます。
4. 産業投資特別会計(社会資本整備勘定)からの借入金:「日本電信電話(株)の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法」に基づく、いわゆる「NTT無利子貸付制度」を通じての無利子の借入れです。
5. 一般会計からの出資金:政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、当公庫に追加して出資することができます。
6. 雇用・能力開発機構借入金:財形住宅貸付けに必要な資金を調達するための借入れです。

○ 資金調達の実績及び平成15年度の計画

(単位:百万円)

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度 (予算)
政府からの借入金	226,205	120,844	146,543	99,517	160,987
財政融資資金借入金	191,200	101,100	145,000	98,000	159,700
簡保積立金借入金	34,300	18,100	—	—	—
産業投資借入金	660	1,600	1,500	1,491	1,000
農業経営基盤強化措置借入金	45	44	43	26	287
政府からの出資金	5,687	4,587	5,390	1,600	300
一般会計出資金	5,487	4,387	5,190	1,600	—
産業投資出資金	200	200	200	0	300
政府以外からの借入金	372	1,158	1,936	2,280	3,800
雇用・能力開発機構借入金	372	1,158	1,936	2,280	3,800
債券	—	13	16	10,005	21,718
沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券		13	16	12	1,718
沖縄振興開発金融公庫債券	—	—	—	9,993	20,000
貸付回収金等による その他自己資金	4,859	52,630	13,787	9,872	9,395
合 計	237,123	179,232	167,672	123,274	196,200

- (注) 1. 平成13年4月1日より、「財政融資資金借入金」は「資金運用部借入金」から名称変更されています。
2. 平成13年4月1日より、「簡保積立金借入金」は「簡易生命保険借入金」から名称変更されています。また、同借入金については、平成13年度以降、借入れを行っておりません。
3. 民間借入金は、公庫法の規定により借入れした事業年度内に償還することが定められており、年度末の残高はゼロであるため本表には表示しておりませんが、平成14年度の借入実績は75億円となっています。

(7) 貸付業務における金利リスク

当公庫の平成14年度末における貸付金の平均残存年数は約19年である一方、借入金の平均残存年数は約9年と貸付期間が調達期間を上回っており、この期間ミスマッチのため、今後の再調達時に金利リスクがあります。また、当公庫では金利スワップを行っておらず、こうした金利リスクについては当公庫がすべて負っています。

＜参考＞当公庫の平成14年度における平均貸付期間は約19年であるのに対し、調達は約15年となっています。

なお、当公庫の貸付金は、長期固定金利であることから、金利低下局面において融資先の希望による任意繰上償還が生じてきており、その実績は下表の通りです。他方、平成10年度第2四半期までに受け入れた財政融資資金等の借入金の繰上償還については、財政当局から認められていないことから、繰上償還された貸付金については再運用を行う必要があり、そのため当公庫に再運用リスクが発生する結果となっています。

このように金利動向が当公庫の損益に影響を及ぼす可能性がありますが、これら貸付業務において生じる損失は、これまで予算措置により受け入れる補給金により補填されてきております。

上記の再運用リスクを軽減するため、当公庫では、平成10年9月からは産業開発資金の新規貸付金について、また平成12年4月からは中小企業資金、医療資金及び農林漁業資金の新規貸付分について、任意の繰上償還の際には当公庫の逸失利益を勘案した補償金を融資先から徴収する繰上弁済補償金制度を導入しているほか、平成13年5月からは産業開発資金、中小企業資金、医療資金及び農林漁業資金の新規貸付分について、貸付後10年経過後(中小企業資金は5年経過後)ごとの金利見直し制度を導入しております。

○ 貸付金、財投借入金・債券の残存期間別一覧表(平成14年度末現在)

① 貸付金回収見込み

(単位:億円)	
残存期間	回 収 見込み
1年以内	1,125
1年超2年以内	1,122
2年超3年以内	1,086
3年超4年以内	1,026
4年超5年以内	1,027
5年超10年以内	3,520
10年超15年以内	2,391
15年超20年以内	1,729
20年超	2,536
合 計	15,563

②財投借入金返済計画

(単位:億円)	
残存期間	借 入 金 返済計画
1年以内	1,886
1年超2年以内	1,869
2年超3年以内	1,775
3年超4年以内	1,629
4年超5年以内	1,466
5年超10年以内	4,673
10年超15年以内	1,405
15年超20年以内	4
20年超	—
合 計	14,708

③債券償還計画

(単位:百万円)	
残存期間	債 券 償 還計画
1年以内	—
1年超2年以内	—
2年超3年以内	—
3年超4年以内	—
4年超5年以内	—
5年超10年以内	10,041
10年超15年以内	—
15年超20年以内	—
20年超	—
合 計	10,041

(注) 1. 金額は、元金金額を表示しています。

2. 貸付金回収見込みは、返済が遅延しているなどの理由により、将来の約定回収金額が見込めない債権を除いています。

○ 繰上償還額の推移

(単位:億円)

項 目	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
繰 上 償 還 額	723	815	1,057	966	769

(8) 行政コスト計算書

平成13年6月19日に財政制度等審議会財政制度分科会法制・公企業会計部会公企業会計小委員会により「特殊法人等に係る行政コスト計算書作成指針」が示され、当公庫を含む特殊法人等は、国民に対する説明責任を確保し、透明性の一層の向上を図る観点から、最終的に国民負担に帰すべきコストを集約表示する書類として、行政コスト計算書を作成・公表することとなりました。

行政コスト計算書は、各特殊法人等の財務状況及び国民負担を統一的な尺度で明らかにするため、民間企業の財務報告において拠るべき基準とされている企業会計原則に準拠した財務書類に基づいて作成し、国民負担を明確にするため、通常コストとして認識されない国からの出資金や無利子貸付金等に係る機会費用についても加算し、算出されています。当公庫では、平成14年度の行政コスト計算書を平成15年7月31日に公表しましたが、その概要について当公庫ホームページに掲載するとともに当公庫本店、各支店及び東京本部に備え置き開示しております。

行政コスト計算財務書類(注)は、本説明書104～133ページに記載しております。

(注)「行政コスト計算財務書類」は、行政コスト計算書のほか、民間企業仮定貸借対照表、民間企業仮定損益計算書、キャッシュフロー計算書、民間企業仮定利益金処分計算書(又は、民間企業仮定損失金処理計算書)及び附属明細書から構成される、これら計算書類の体系であります。

○ 行政コスト計算書の概要

(単位:百万円)

	平成13年度	平成14年度
業 務 費 用 合 計	9,485	18,888
機 会 費 用 合 計	1,125	664
行 政 コ ス ト	10,611	19,552

(注) 単位未満は、切り捨てています。

(9) 財政投融資事業に関する政策コスト分析

政策コスト分析は、財政投融資を活用している事業の実施に伴い、国(一般会計等)から将来にわたって投入される補助金等の額を割引現在価値に換算して試算したもので、将来の国民負担に関するディスクロージャーを一層進めるとの観点から、平成11年度より行われております。平成15年度の分析結果は、平成15年6月25日に公表されました。

当公庫の政策コスト分析では、現在価値にして△156億円の政策コストが将来にわたり発生するという結果になっています。

これは、当公庫が平成15年度の財政投融資計画に基づいて融資を実行したのち、平成16年度以降は新規融資を行わないことや、全ての貸付金が回収される平成51年度の分析期間終了時点で、当公庫の資本金を国に全額返済する前提で、一定の仮定を置いて政府出資金等の機会費用をコストとして加算した上、必要補給金等を割引現在価値に換算して試算したものです。

なお、平成15年度の政策コストは平成14年度の政策コスト(124億円)に比べて280億円減少しています。これは、前提としている金利の低下に伴い借入金等利息の減少幅が貸付金利息の減少幅を上回ることからコスト減になること、平成15年度の新規貸付に係るコストが減少したこと、繰上償還に係るコストが減少したこと等によるものです。

また、平成15年度の政策コスト分析では、金利等の前提条件の一つを変化させた場合の政策コスト額を試算する分析(感応度分析)が行われています。

当公庫において、貸付及び借入等金利の両方を分析期間の各年度においてそれぞれ1%(ただし、住宅資金の貸付金利については、当初10年間0.83%、11年目以降0.57%)上げた場合の政策コストは、284億円増加し、128億円になると算出されました。

○ 政策コスト分析の概要

(単位:億円)

項目	平成14年度	平成15年度
1. 国からの補助金等	170	142
2. 国からの出資金等の 機会費用分	468	361
小計	638	503
3. 国への資金移転	△513	△659
1.~3.合計=政策コスト	124	△156

政策コスト分析の詳細については、本説明書163~165ページをご参照ください。

(10) 特殊法人改革

① 特殊法人改革

特殊法人改革については、平成12年12月1日に閣議決定された「行政改革大綱」、平成13年6月21日に公布された「特殊法人等改革基本法」等に基づき、新たな時代にふさわしい行政組織・制度への転換を目指して、「民間に委ねられるものは民間に委ね、地方に委ねられるものは地方に委ねる」ことを基本原則に、全ての特殊法人等の事業・組織全般についての抜本的な改革に取り組むこととされております。

具体的には、行政改革大綱で示された、各特殊法人等の個々の事業についての見直し結果を踏まえ、組織形態について、廃止、民営化あるいは独立行政法人等組織形態の見直しを行うという方針に沿って、内閣官房に設置された行政改革推進事務局(平成13年1月発足)において検討が進められ、平成13年12月19日には「特殊法人等整理合理化計画」が閣議決定されました。

② 特殊法人等整理合理化計画

特殊法人等整理合理化計画において、当公庫の事業及び組織形態については、以下のとおりとされています。

事業について講ずべき措置

【沖縄における政策金融事業(融資、出資、保証)】

- 本土公庫等に準じて、事業見直しを図る。
- 業務の効率化を図ることにより、事務処理コストの削減を図る。
- 特別貸付については、現時点において真に必要なものであるか検討し、存続させるもの及び今後創設するものについては、貸付制度の期限及び廃止の指標を設定する。
- 貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施する。
- 金利の決定については、政策的必要性等を踏まえ、決定責任主体を明確にする。
- 政策金融について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。特に、繰上償還を含めた政策コストを明示する。

組織形態について講ずべき措置

- 国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、国際協力銀行、日本政策投資銀行、商工組合中央金庫の8機関については、上記の事業見直しを実施に移す。

さらに、①民業補完、②政策コスト最小化、③機関・業務の統合合理化の原則の下、抜本的な検討を行った上で、公的金融の対象分野、規模、組織の見直しを行うこととする。このため、経済財政諮問会議において、平成14年初に検討を開始し、その検討結果を踏まえ、内閣として、経済情勢を見極めつつ、できるだけ早い時期に結論を得ることとする。

③ 政策金融機関の改革について

平成13年12月19日に閣議決定された特殊法人等整理合理化計画を受けて、平成14年12月13日に経済財政諮問会議において「政策金融改革について」が決定されました。その内容は以下のとおりです。

平成14年12月13日
経済財政諮問会議

政策金融改革について

わが国の政策金融は諸外国に比べ規模が大きく、かつ時系列的に増大傾向にあり、このことが、金融資本市場の資源配分機能を歪めてきた。わが国にとって、金融資本市場の効率化は最重要課題であり、民間部門の自由かつ自発的な活動を最大限引き出す方向での政策金融の抜本的改革が必要である。

1 改革達成に向けての道筋

現下の厳しい経済金融情勢に鑑み、民間金融機能の正常化への道筋を踏まえて、以下のとおり3段階で、政策金融改革を進める必要がある。

(1) 不良債権集中処理期間(平成16年度末まで)

金融円滑化のため、政策金融を活用する。特に、金融環境の激変、連鎖倒産のおそれ等に際しては、円滑な資金供給を確保する等、セーフティネット面での対応について、万全を期す。

民間人も含め改革に意欲のある人材の登用など適材適所の経営責任者任用、特殊法人等整理合理化計画(平成13年12月19日閣議決定)の着実な実行等可能な措置を実施する。

(2) 平成17年度から平成19年度まで

民間金融機関の機能回復・強化の状況を見つつ、あるべき姿に移行するための準備期間。組織の統合集約化を目指す観点に立って対象分野の厳選を進めつつ、可能な改革措置をできるだけ速やかに実施する。また、あるべき姿への移行を円滑に進めるための政府及び政策金融機関の会議を開催する。

(3) 平成20年度以降

速やかに新体制に移行する。

2 政策金融のあるべき姿の実現

(1) 対象分野の厳選

遅くとも平成19年度末までに、別添1の基準に則って、別添2に掲げる事項に留意しつつ、国として政策金融の手法を用いて真に行うべきものを厳選する。その際、各分野毎の政策的特性を踏まえて、各政策金融機関の機能を個々に精査し、業務内容により仕分けを行った上で、類似の目的を有する他の政策手段・機能も十分に考慮し、廃止・民間業務等への移行を行うものを判断する。

(2) 規模の縮減

民間金融機能が正常化することを前提に、現行政策金融機関8機関の貸出残高について、将来的に対GDP比率で半減することを目指す。

(3) 組織の見直し

(1)の見直しと合わせ政策金融機関8機関については、現行政策金融機関が有する資源にも配慮しつつ、廃止、民営化を含めて、組織のあり方を検討し、平成19年度末までに現行の特殊法人形態は廃止する。国として必要な政策金融機能を担う後継組織については大胆に統合集約化を進める。新たな組織形態については、政策として行うことが必要な事業を確実かつ効率的に行い得るよう、特に、以下の点を満たす制度設計を行い、厳格なガバナンスを構築する。

① 経営責任の明確化(経営責任を曖昧にする恐れがある収支差補給金の廃止を含む。なお、必要に応じ利子補給金等により対応する。)

② 事業運営の効率性の向上

③ 民間人も含め改革に意欲のある人材の登用など適材適所の経営責任者の任用

④ 組織及び事業の存続の必要性に係る情報、コストやリスクに係る情報等、情報開示の徹底

⑤ 第三者機関の設置の検討も含めた事前・事後の評価・監視体制の整備(具体的な効果計測指標の設定、民業補完の遵守状況の評価基準への採用、評価機関への利用者及び民間金融機関の代表者の参加を含む。)

⑥ 会計は、原則として企業会計原則によることとする。

(4) 政策金融の手法の革新、融資条件の適正化の徹底等

あるべき姿の実現に向けて、移行のための準備期間においても、政策金融の手法の革新、融資条件の適正化の徹底等可能な措置はできるだけ速やかに実施する。

① 政策金融の手法の革新

諸外国の民業補完の事例を参考にしつつ、間接融資、債務保証等の手段への移行、あるいは、直接貸出を行う場合でも協調融資への移行及び貸付対象要件の透明性の確保を図るなど、手法の革新を行う。

② 融資条件の適正化の徹底

民間に準拠した、リスクに見合った金利設定の導入を引き続き促進する。

貸付における固定金利期間の短期化等を通じて、運用金利と調達金利の期間差異の実質的解消による金利リスクの排除を図る。

3 留意事項

① 改革の過程を通じて、円滑かつ効率的な中小企業金融が確保されるよう配意する。

② この改革とあわせ、市場型間接金融や直接金融の拡大など、資本市場、民間金融機能の高度化を進める。そのために、関係府省が一体となって環境整備に取り組む。

③ 改革の過程において政策金融を活用する場合には、市場本来の機能が最大限に発揮されるよう、適切な配慮を行う。

(別添1) 政策金融の対象分野に関する基準

構造改革の基本原則である「官から民へ」を踏まえれば、「民間にできることは民間に委ねる」ことは当然として、「長期、固定、低利」を含め民間ではできない場合であっても、それのみをもって政策金融の存在が正当化されるわけではない。

政策金融の存在意義が明確に認められるのは、政策の必要性が明らかであると同時に金融機能をもって対処することが必要な場合である。具体的には、以下の①、②の条件に共に該当する場合である。

① 公益性

政府の介入によって明らかに国民経済的な便益が向上する(社会的な便益が社会的な費用を上回るため、政策的助成により「高度な公益性」が発生する)場合

② 金融リスクの評価等の困難性

情報が乏しいこと、あるいは不確実性や危険性が著しく大きいことによって、リスクの適切な評価等が極めて困難なため、民間金融による信用供与が適切に行われない(金融機能面における「リスク評価等の困難性」ゆえに資金不足が生ずる)場合

以上二つの基準を踏まえて、政策金融の活動領域を整理すれば、以下のとおりである。

(A) ①②が共に該当する場合は、政策金融固有の活動領域である。

ただし、金融的手法であっても、直接貸出に限らず債務保証等の他の手段と比較して、どれが適切か厳密な選択が必要である。

(B) ①に該当するが、②に該当しないものについては、金融手段による政策介入の必要性は乏しいため、政策金融で行う必要はない。補助金などの他の政策手段と比較し、コスト最小化の観点から、不断に厳格な検証を行うことが必要である。

(C) ①②のいずれにも該当しない場合は、政策的介入の必要性はない。

(D) ②に該当するが、①には該当しない場合は、政策的必要性が乏しいことから、基本的に政策金融の必要はない。むしろ、リスク負担を行う民間の貸手が登場するように、民間の金融市场の整備を図ることが重要である。

(別添2) 機関別の主要検討課題

1 国民生活金融公庫

- ・特別貸付、教育貸付のあり方
- ・長期継続的に利用している借り手の自立化推進の方策

2 農林漁業金融公庫

- ・大企業をはじめとする食品産業向け融資のあり方

- 3 中小企業金融公庫
 - ・一般貸付のあり方
 - ・特別貸付制度の創設・評価のあり方
- 4 公営企業金融公庫
 - ・政府保証の必要性の有無を踏まえた財政融資との役割分担のあり方
 - ・公社貸付、一般会計事業貸付のあり方
 - ・更新投資に対する貸付のあり方
- 5 沖縄振興開発金融公庫
 - ・沖縄特利制度のあり方
 - ・特定業種向け・産業振興目的の一般的な貸付制度のあり方
- 6 国際協力銀行
 - ・輸入金融、投資金融、アントラーディローンのあり方
- 7 日本政策投資銀行
 - ・大企業向け融資のあり方
 - ・プロジェクト・ファイナンスのあり方
 - ・地域インフラ向け融資のあり方
- 8 商工組合中央金庫
 - ・メンバーズバンク業務のあり方
 - ・大企業・中堅企業向け融資のあり方

経済財政諮問会議における検討結果を踏まえ、平成14年12月17日には、「道路関係四公団、国際拠点空港及び政策金融機関の改革について」が閣議決定されました。政策金融機関の改革についての内容は以下のとおりです。

政府は、経済財政諮問会議の結論を踏まえ、経済情勢を見極めつつ、さらに検討を進めるとともに、民間人も含め改革に意欲のある人材の登用など適材適所の経営責任者任用、特殊法人等整理合理化計画の着実な実行等の措置を講じる。

これらを踏まえて、当公庫においては、事業及び制度の見直しを行っております。

平成15年4月10日に行行政改革推進事務局から公表された「特殊法人等整理合理化計画の実施状況」での当公庫に係る内容については、以下のとおりです。

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定等
<p>【沖縄における政策金融事業(融資、出資、保証)】</p> <p>○本土公庫等に準じて、事業見直しを図る。</p> <p>○業務の効率化を図ることにより、事務処理コストの削減を図る。</p> <p>○特別貸付については、現時点において真に必要なものであるか検討し、存続させるもの及び今後創設するものについては、貸付制度の期限及び廃止の指標を設定する。</p> <p>○貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成14、15年度予算において事業規模の縮減を実施。 貸付規模(当初計画) 平成13年度 平成14年度 平成15年度 2,401億円 2,180億円 2,010億円 ・IT化の推進。人員の効率的活用。 ・本土公庫等並びの制度、公庫独自の30制度を廃止、5制度の整理統合。 ・中小企業等資金、生活衛生資金の特別貸付制度全てについて取扱期間を設定。 ・リスク管理債権及び金融再生法開示債権の開示は民間金融機関と同様の基準で実施。 ・自己査定に基づく引当金の開示は、民間企業として活動を行っていると仮定して策定した財務諸表(行政コスト計算財務書類)において、平成12年度決算

	<p>分から開示。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスク管理の分野について金融庁検査を導入(15年4月施行)
○金利の決定については、政策的必要性等を踏まえ、決定責任主体を明確にする。	<ul style="list-style-type: none"> ・金利の決定責任主体については、法令に基づき、公庫が主務大臣の認可を受けて貸付金利を定めることとされている。
○政策金融については評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。特に、繰上償還を含めた政策コストを明示する。	<ul style="list-style-type: none"> ・繰上償還を含めた政策コストは、平成12年度から作成・開示。

今後は特殊法人等整理合理化計画及び「道路関係四公団、国際拠点空港及び政策金融機関の改革について」に基づき、特殊法人改革が行われることとなり、当該計画遂行の過程において当公庫の業務内容及び組織形態に影響を及ぼす事態が発生する可能性がありますが、当公庫といたしましては、今般の政策金融改革の趣旨及び現下の経済情勢を十分踏まえ、政策金融機関として政策課題の遂行を的確に果たし得るよう、今後とも最善の努力をしてきます。

4. 関係会社の状況

子会社、関連会社に該当するものはありません。

※1 「公庫の財務諸表等の閲覧期間並びに附属明細書及び業務報告書の記載事項に関する省令」(平成9年大蔵令52号)により、子会社、関連会社は以下のように定義されています。

子会社：公庫が議決権の過半数を実質的に所有している会社であって、資金供給業務としての出資の出資先でないものをいう。

関連会社：公庫が、議決権の100分の20以上、100分の50以下を実質的に所有し、かつ、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて財務及び営業の方針に対して重要な影響を与えることができる会社をいう。

※2 上記の定義に該当する関連会社ではありませんが、当公庫の出資比率が20%以上であるものについては、本説明書120～133ページをご参照ください。

5. 職員の状況

○ 職員数の状況(予算定員)

平成15年度	平成16年度	増減
225人	224人	△1